平成２２年（フ）第８８９号
千葉県鎌ケ谷市西佐津間１丁目13番32号サンビレッジ101
債務者　安達　卓也（旧姓仲主）
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８９１号
千葉県松戸市六実２丁目14番地の13
債務者　小平　玲子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９０８号
千葉県柏市宿連寺239番地１　北柏宿連寺ハイツ503号
債務者　山口　久子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９０９号
千葉県柏市高柳1614番地73リバーバード201号
債務者　岩井　隆二
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９１１号
千葉県我孫子市湖北台７丁目15番52―101号
債務者　泉　　信至
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９１９号
千葉県松戸市中根124番地
債務者　山本タミ子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２８７号
長野県北安曇郡白馬村大字北城5994番地、前住所東京都江戸川区西葛西６丁目21番13―802号　第６メゾンドヨシノ
債務者　和地　芳次
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第５７３号
岐阜市中西郷１丁目153番地シャングリラ１番館201号室
債務者　長谷川祐輔（旧姓米田）
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６０４号
岐阜市太郎丸新屋敷１番地サンライトフジ２―102号室
債務者　田中　恵美
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７１０号
岐阜県本巣市十四条565番地11
債務者　脇若　郁暢
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７２５号
岐阜市長良526番地４タマリックス302号室
債務者　中村　　等
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２０８号
山口県宇部市昭和町１丁目６番７号
債務者　井上まゆみ
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１４７号
宮城県石巻市築山１丁目11番11号、前住所東京都渋谷区本町３丁目52番５―304号
債務者　作間　　隆
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
宮城県石巻市前谷地字黒沢前150番地１、前住所宮城県東松島市大塩字後三郷二番30番地１
債務者　小山智恵子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
宮城県石巻市川口町１丁目７番54号
債務者　阿部　敏明
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大平373―２　コーポ道103、住民票上の住所福島県南会津郡下郷町大字大松川字二階岨甲739番地
債務者　室井　幸恵
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第３０９３号
愛知県大府市月見町１丁目315番地　星空館101号
債務者　松ノ木英勝
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部